

# 生活援助の方法

I. 生活援助とは

II. 調理のいろは

III. 掃除のいろは

IV. 洗濯のいろは

V. 生活を支えるということ



# I. 生活援助とは

## 1. 市独自基準の訪問型サービス(訪問型サービスA)

提供するサービスの内容は従前の介護予防訪問介護で提供していた生活援助と同様のサービス(身体介護は行わない)。

※ ただし、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助(老計10号1-6)については提供可能です。

## 2. 訪問型サービスAで提供している生活援助

- 適切なマネジメントに基づく提供

利用者の状態等を踏まえ、適切なマネジメントに基づいて提供されることとなる。

- ① 利用者に自力で困難な行為(掃除、買い物、調理等)がある
- ② 同居家族による支えや地域の支え合い・支援サービスや他の福祉政策などの代替サービスが利用できない

ケアマネジメントによる個別の判断を経た上で、サービスが提供されるものであることを踏まえる

- 利用者の個別性を踏まえたサービスの提供

ホームヘルプサービスは、居宅という利用者の生活基盤を援助するものであるため、本人ができることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の生活の基盤が急激に変化しないよう、利用者の生活のリズムを見極めながら、長期と短期に分けて目標を共有し、徐々に本人の意欲を引き出していき、生活の向上を図っていくことが重要。



**西東京市くらしヘルパー養成研修**

**生活援助の方法**

**発行／平成28年11月1日 西東京市  
令和3年10月1日 第4刷発行  
初版作成／ヒューマンライフケア株式会社**

**無断転載・複製禁止**